

日本総合研究所

2023年、国際的なサステナビリティ開示基準が続々とリリースされている。特にIFRSサステナビリティ開示基準は、最も影響力のある統一的な基準になり得ると考えられている。従来各投資家等による独自の評価基準等への対応に苦慮してきた企業にとって、大きな転換点といえる動きだろう。一方で、今後より詳細な要請が追加されることも容易に想定できる。企業は具体的に何に取り組みと良いか、その示唆を導出する。

1. 整備が進むサステナビリティ開示基準（ローバルスタンダードとSSB、CSRD等）
2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要請事項」とIFRS S2号「気候関連CSRD」の発効（2023年1月、於EU）、開示を公表した。財務報告における基準（国際会計基準・IFRS）を内設置されたISSBが管轄する基準であった

2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要請事項」とIFRS S2号「気候関連CSRD」の発効（2023年1月、於EU）、開示を公表した。財務報告における基準（国際会計基準・IFRS）を内設置されたISSBが管轄する基準であった

2. 実務面での取り組み・データ収集のための基盤整備・体制強化
まず、実務面においては、サステナビリティデータの整理・収集基盤の見直しが必要となるだろう。

高く、その量も多いため、従来型のデータ収集方法は、サステナビリティデータの整理・収集基盤の見直しが必要となるだろう。今後要請されるデータの報告対象範囲がグループ・グローバルにとどまらず、バリュチェーン全体に波及した場合、データ収集にかかる労力は、これまで以上に増大するだろう。

また、サステナビリティ経営の在り方を見直す機会と捉え、中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みを期待したい。

整備が進むサステナビリティ開示基準

企業に推奨される取り組みとは

組む多くの企業を悩ませてきた、あまたの基準・要請事項の乱立という状況に、ようやく統一的方向性が見いだせる状況となりそうだ。

これからの動向を踏まえ、企業に推奨される取り組みの在り方を、実務

け、真摯に対応を進めていく日本企業の多くは、グループの関係各所にデータの入力を依頼し、地道に集計を図るといったアプローチを採っているかもしれない。しかし、特に、上述のCSRDに関しては、要請事項の質が

定義自体が困難なものもあり、システム導入前の明確な定義づけ等が前提として必要となることに留意が必要だ。

3. 経営層に期待される役割・姿勢
一方、経営目線ではどのような取り組みが必要だろうか。それは、サステナビリティ開示の役割・姿勢

リサーチ・コンサルティング部

シニアマネジャー 上田 奈月
コンサルタント 原田 誠也

サステナビリティ開示基準は、単なる外部要請と捉えられやすい。しかし、その背景には社内外のステークホルダーの要請があることを認識したうえで、サステナビリティ経営の在り方を見直す機会と捉え、中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みを期待したい。

現在、数々のステークホルダーから、グループ・グローバルでのデータ報告に関する要請を受

リティデータの中には、加えて、財務・非財務

業価値向上を目指し、自

イ経営は、中長期的な企

* 次回は12月頃に掲載